

一部負担金の減免など

災害など特別な事情が過去6カ月以内に生じたことにより収入が一定額以下になった場合、医療機関に支払う一部負担金の減免や徴収猶予を受けられることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

医療費が高額になりそうなときは、『限度額適用認定証』のご利用を

国保の高額療養費制度では、医療費の自己負担割合分全額を医療機関などの窓口で支払った上、国保の窓口で申請することにより、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。(通常は診療月から3カ月後に支給します)

ただし、「限度額適用認定証」を病院、薬局などの窓口で国民健康保険被保険者証と併せて提示すると、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」は、あらかじめ国保の窓口で交付を受ける必要があります。



『限度額適用認定証』が必要な人

- 70歳未満の人
 - 70歳以上75歳未満の人で所得区分が「低所得者Ⅰ・Ⅱ」「現役並み所得Ⅰ・Ⅱ」の人
- ※上記所得区分以外の方は国民健康保険被保険者証の提示のみで支払金額が自己負担限度額までとなります。

医療費が高額になりそうなときや入院の予定が決まったら、早めに申請してください。

毎年の特定健診の受診は 未来への投資 です!

あなたはどちらを選択しますか?



早期発見・早期治療で
病気の発症・重症化を予防!

- 健康寿命の延伸
- 医療費を抑えられる

年に1回の健診と生活習慣の見直しを習慣に!

健診を毎年受けることで、身体の変化をみることができます。生活リズムや運動、食生活など、生活習慣の変化は結果に大きく影響します。前回より悪くなった検査値があれば、異常値でなくても生活習慣を見直しましょう。

受診方法など詳しくは、受診券に同封の案内をご確認ください。4月2日以降に国保に加入した人は、受診券発券の申込みが必要です。申込みは国保年金課まで。

問 国保年金課 ☎537-7175

柔道整復師(整骨院・接骨院)等の施術を受けられる人へ

整骨院や接骨院は、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。単なる肩こりや筋肉疲労などには、国民健康保険は使えませんのでご注意ください。施術を受ける際は、「いつ」「どこで」「何をして」「どんな症状があるか」を、施術者へ正確に伝えましょう。不明な点は施術所窓口でお尋ねください。



国民健康保険が使えるとき(外傷性が明らかな場合)

- 打撲、ねんざ、挫傷(肉離れを含む)
 - 骨折・脱臼の応急処置
 - 骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき
- ※応急処置後に施術を受ける場合や応急処置以外で骨折・脱臼の施術を受ける場合は、あらかじめ医師の同意(口頭での同意可)が必要です。



整骨院・接骨院にかかるときの注意点

「療養費支給申請書」の内容を確認し、委任状欄への署名は自分で書きましょう。

ご自身(患者)が柔道整復師に国保への療養給付費の請求を委任するための書類です。①負傷の原因②施術を受けた回数③自己負担額④施術内容に誤りがないか確認してご自身で署名しましょう。
※受領委任払い…柔道整復師が地方厚生局長と「受領委任払い」の協定を結んでいれば、窓口で一部負担金を支払うだけで施術が受けられます。現在多くの施術所で行われています。

受診照会にご協力ください

療養費の適切な運用のため、治療内容について、国保年金課が、施術内容について文書でお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

整骨院・接骨院にかかったときは、「負傷した部位」「施術の内容」「施術の年月日」などが分かるように記録を残し、領収書は必ず保管しておきましょう。

葬祭費の支給

国保加入者が亡くなったとき、喪主(葬儀執行者)に対して2万円が支給されます。ただし、他の健康保険から支給が見込まれる場合は国保からは支給されません。

療養費の支給

やむを得ない理由で国民健康保険被保険者証を持たずに保険適用の医療を受けて全額(10割)支払ったときや医師の指示でコルセットなどの治療用装具を購入したとき、はり・きゅうなどの施術を受けたときなどに療養費が支給されます。

また、海外渡航中に医療機関で診察を受けたとき、指定の用紙に記入してもらい、診療明細書および領収書とそれらの翻訳文を添付して申請すれば、療養費が支給されます(ただし、診療目的の渡航や日本で保険適用外の治療を受けた場合を除く)。

出産育児一時金の支給

出産費用に直接充てることができるよう、原則として医療機関などからの請求に基づき、市から直接医療機関などに出産育児一時金を支払う仕組みになっています。



- 国保加入者が出産した場合、出産育児一時金として48万8千円が支給されます。
- 産科医療補償制度に加入している医療機関の医学的管理の下で出産(死産を含む、在胎週数22週に達した日以降の出産に限る)した場合は1万2千円加算され、50万円が支給されます。なお、妊娠12週(85日)以上の死産・流産でも出産育児一時金は支給されます(医師の証明が必要です)。

※出産費用が50万円未満の場合は、国保年金課に差額支給の申請をしてください。

※他の健康保険から支給を受ける場合は、国保からは支給されません。